

令和5年9月和水町議会第3回臨時会会議録

令和5年9月21日和水町議会第3回臨時会を議場に招集された。

1. 令和5年9月21日午後3時00分招集
2. 令和5年9月21日午後3時00分開会
3. 令和5年9月21日午後6時14分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(10名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾	11番 坂本敏彦
12番 高木洋一郎		
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

8番 竹下周三

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 有働和明	書 記 鴨川奈々	
------------	----------	--
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 石原佳幸	総務課長 石原康司	
----------	-----------	--
12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
追加日程第1	坂本敏彦君の除斥について
追加日程第2	木原泰代君の除斥について
日程第3	発議第3号 議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議の再議の件

開会 午後3時00分

○議長(高木洋一郎君) 御起立願います。こんにちは。

(こんにちは。)

御着席ください。

ただいまから、令和5年第3回和水町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番亀崎清貴君、2番千々岩 繁君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日間と決定しました。

○議長（高木洋一郎君） 町長から9月11日の本会議で議決した発議につき、地方自治法第176条第4項の規定により、再議に付する旨の文書が提出されたものです。

本件の内容については、お手元に配付しています再議書のとおりです。再議書の朗読は省略します。

本件は、私の一身上に関する件でありますので、副議長と交代します。

（議長、副議長と交代）

（議長は自席へ）

○副議長（坂本敏彦君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により私が議長の職務を行います。

本件は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、高木洋一郎君の退場を求めます。

（高木洋一郎議員退場）

日程第3 発議第3号 議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議の再議の件

○副議長（坂本敏彦君） 日程第3、発議第3号「議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議の再議の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） ただいま、高木議長が地方自治法117条の規定により、高木議長を除斥した上で採決すべきであったが、除斥せずに行った行為が、違法な議決であるため、再議に付する。この結果のとおり議場から退出されました。

改めて、坂本議長にお伺いいたします。

坂本議長も除斥対象ではありませんでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（坂本敏彦君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時05分

再会 午後4時14分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 1番、亀崎でございます。先ほど、議長が交代されて副議長のほうに、代わられまして、その後、副議長に対して除斥が該当するんじゃないかというふうな話で休憩が入り、議会運営委員会が開かれましたけども、その理由についての説明がなされないまま、休憩が入り、委員会に入ったと。

その後、約1時間近くにわたって委員会が開かれておられますけども、その理由についてしっかりと説明がなされないまま休憩に入られる、議会運営委員会が開かれるということはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますけども。

○副議長（坂本敏彦君） ただいまの亀崎議員の発言につきましては真摯に受け止めて、改めて、齊木議員の先ほどの発言と提案理由の説明をお願いいたします。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 議長の御質問にお答えいたします。

まず、除斥でございますが、自治法117条の条文にありますとおり「議会の議長及び議員は事故に直接の利害関係のある事件についてはその議事に参与することができない」というのが、この自治法117条にあるとおりでございます。それを、法律のほうから読み解くと、「議長及び議員の職務が公的なものであり公正性を要求されることになるから、除斥の対象の議長及び議員が事件の議事に参与することとなる場合は、公正な判断が下し難いから、また、公正な判断を下した場合も、その判断の公正性を疑われるおそれがあるから、1人の力が議事に決定的影響を与えることがあり得るから」というのが、この自治法117条でございます。

この議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議の理由のところを御覧ください。

「令和5年6月29日付、政治倫理調査会の調査請求書の情報漏えいがあったと申立てがあった。議会として特別委員会を設置して、情報漏えいの有無の調査を行う必要があるため」、これが提案理由でございます。

この議案の根本は、基は一番核心は、令和5年6月29日に坂本敏彦町議に対する政治倫理調査

請求書を・・・・・・が提出したこの政治倫理調査請求書が、公開になる前に漏えいしたことを調査することです。

ですので、何の調査かといったら、坂本敏彦町議に対する政治倫理調査請求書が漏えいしたかどうかを調査することです。まさに除斥対象に、私は当たると思いますし、加えて申し上げるなら、もう一度、再議となることは非常に私は困りますし、議員の皆様も同じ認識を持ってらっしゃると思いますので、確実に除斥に当たるかどうか、お調べ、議運のほうまたは所定のところでお願いしたいと思ひまして、発言、提案させていただきました。

○副議長（坂本敏彦君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時19分

再会 午後4時35分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

ただいま、齊木議員からの発言につきましては、これは動議ということで捉えてよろしいのでしょうか。

○6番（齊木幸男君） はい。

○副議長（坂本敏彦君） この動議に対する賛成者の方は挙手をお願いします。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 今、採決の方法を示されましたけれども、立席か簡易採決だと思います。

ですので、挙手はちょっと望ましくないかなというふうに思いますけれども、もう一度、よろしいですか。

○副議長（坂本敏彦君） 起立ですね。申し訳ございませんでした。

改めまして、ただいま齊木幸男君から提案をされましたことにつきましては、動議と捉えてよろしいでしょうか。

この動議に賛成する方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○副議長（坂本敏彦君） ありがとうございます。着席ください。

この動議につきましては、1人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時37分

再会 午後4時39分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

○副議長（坂本敏彦君） 追加日程第1、坂本敏彦議員の除斥についてを日程に追加することに……。

すみません、休憩いたします。

休憩 午後4時39分

再会 午後4時40分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

○副議長（坂本敏彦君） 追加日程第1、坂本敏彦君の除斥についてを日程に追加することについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○副議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

坂本敏彦君を除斥することの動議を議題として採決をいたします。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 先ほど申し上げましたとおり、この臨時会は再議でございます。もう一度、再議をすることなどないようになりたいというのが議員一同の認識ではないかと私は考えております。

そこで、お伺いいたします。

ただいまから、坂本敏彦議員の除斥についてが追加日程として上がりました。ここで除斥議員がいると私は考えておりますので、御確認をお願いいたします。

令和5年8月28日、議長高木洋一郎氏の名前で和水議第201号という調査結果回答書が、和水町のホームページで公開されております。

そこには、坂本敏彦議員の政治倫理調査に関する回答書であります、この和水議第201号ですね。その3番目、調査請求内容のところに、令和5年6月8日付、政治倫理調査会における参考人招致として黒塗りを承知したが、その際、坂本議員は、「調査請求書を提出するという情報を、熊本日日新聞へリークしたか」との質疑を行った。質疑を受けた黒塗りは、真意を測りかねるだけでなく、恐怖すら覚える内容であった等々と、内容には書いてございます。

私は、この議員の情報漏えいの疑念に関する調査というのは、先ほど申し上げましたとおり、坂本議員に対する政治倫理の調査報告書が、まだ公開される前に漏えいしたか、という申立てがありましたので、漏えいしたかどうかを調査してくださいということで出しております。

そして、ここにありますとおり、坂本議員の調査回答書にありますとおり、何で坂本議員はそういう発言をしたか。6月8日付政治倫理調査会の委員会における場面で発言がっております。

この内容は、木原泰代議員の政治倫理調査会でございます。ゆえに、木原泰代議員は除斥に当

たると私は考えておりますが、再議にもう一度したくはございませんので、改めて確認をお願いいたします。

○副議長（坂本敏彦君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4 時44分

再会 午後 4 時47分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、議案審議により延長をいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時47分

再会 午後 5 時42分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

追加日程第 1 坂本敏彦君の除斥について

○副議長（坂本敏彦君） まず最初に、坂本敏彦君の除斥についてを議題といたします。

坂本敏彦君を除斥することの動議を議題として、採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

坂本敏彦君を除斥することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（坂本敏彦君） 起立少数です。

したがって、坂本敏彦君を除斥することの動議は否決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 5 時43分

再会 午後 5 時45分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

齊木幸男君から、本案について、木原泰代君を除斥することの動議が提出をされました。

この動議に対する賛成者の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（坂本敏彦君） この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

○副議長（坂本敏彦君） 追加日程第2、木原泰代君の除斥についてを日程に追加することについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○副議長（坂本敏彦君） しばらく休憩します。

休憩 午後5時46分

再会 午後5時48分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2 木原泰代君を除斥することの動議

○副議長（坂本敏彦君） 追加日程第2、木原泰代君を除斥することの動議を議題として、採決をします。

この採決は起立によって行います。

木原泰代君を除斥することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（坂本敏彦君） 起立少数です。

したがって、木原泰代君を除斥することの動議は否決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後5時49分

再会 午後5時50分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

日程第3 発議第3号 議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議の再議の件

○副議長（坂本敏彦君） 日程第3、発議第3号「議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議の再議の件」を議題といたします。

町長より、再議に付する理由説明を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 本日、令和5年第3回和水町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、再議に付す理由について、御説明申し上げます。

さきの令和5年第3回定例会において、発議第3号「議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議」につきましては、地方自治法第117条により、本来、議長を退席した上で採決をとるべきものでありましたが、退席せず採決を行った行為が違法な議決となるため、地方自治法第176条第4項の規定により、再議に付すものであります。

再議につきまして、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（坂本敏彦君） 説明が終わりましたので、この件について、質疑はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） ただいま町長より提案がございました令和5年第3回定例会の9月11日における議決された議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議についての再議の理由のところを質問させていただきます。

本再議書は、令和5年9月15日付けで出ております。定例会は9月11日に終わりました。

町長は、何日の段階でこのことを把握され、また、再議に付す決定をされたか、1点お伺いします。

もう一点は、本臨時会費用でございます。正確な金額はまだ出ないと思いますので、大体どれぐらいかかったか、無理でございましたら、私たちの費用弁償代、議事録代、電気代、もろもろかかるとは思いますが、そういう答弁でも構いませんので、どれぐらいこの臨時会には費用がかかったか、お伺いいたします。

○副議長（坂本敏彦君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後5時53分

再会 午後5時54分

○副議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、再議をいつ知ったかというお話かと思えます。9月14日に議長から、議会再議の請求をいただいておりますので、そのときに知り得ました。

そして、2番目の今回の臨時議会にかかる費用につきましては総務課長より答弁いたします。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの費用についての御質問ですが、議員もおっしゃったとおり電気代、議事録代というのはは当然、発生しますがそこはまだはっきりつかんでおりません。

ただ、一つ費用弁償としまして議員さん、1日来ていただければ定例給というのが発生しますので、費用弁償が1人当たり1,000円ということになります。

以上です

○副議長（坂本敏彦君） ほかに質疑はありませんか。

6番 齊木君

○6番(齊木幸男君) 再質問、2回目、させていただきます。お答えが無理なら、結構でございます。

町長も町民から直接、選挙で選ばれた公人であります。私たちも、町民から直接、選挙で選ばれた議員でございます。公人でございます。

9月11日の議会の際、私も発言いたしました、議長は除斥になるんじゃないか。また、他の議員も発言されました。そのときに除斥をしておけば、このような臨時会を開く必要がなかったわけでございます。

町長は、その9月11日の議会の折には、そういう疑念は、疑問は抱かれなかったのか、考えられなかったのか、お答えが無理なら結構ですが、お聞きいたします。

○副議長(坂本敏彦君) しばらく休憩します。

休憩 午後5時56分

再会 午後5時57分

○副議長(坂本敏彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長 石原君

○町長(石原佳幸君) 11日の件については、議会事務局で確認した上でのことだったと認識しております。

以上になります。

○副議長(坂本敏彦君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○副議長(坂本敏彦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○副議長(坂本敏彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第3号「議員の情報漏えいの疑念に関する調査に関する決議の再議」について、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(坂本敏彦君) 起立少数です。

したがって、発議第3号は、否決されました。

ここで、高木洋一郎君の入場を許可します。

(高木洋一郎議長 入場)

○副議長（坂本敏彦君） ここで、高木議長と議長を交代いたします。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は全部、終了しました。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 今回の失態に対して、議長はこの本会議の場で、町民の皆様に謝罪を行っていただきたいと、そう求めます。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後5時56分

再会 午後5時57分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま9番、秋丸君から、議長の謝罪要求がございました。

○9番（秋丸要一君） 議長、謝罪しないんですか。

○議長（高木洋一郎君） ちょっと待って。町民に対して。

○9番（秋丸要一君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 私の判断ミスを素直に認めたいと思います。

○1番（亀崎清貴君） それは公の場でここでやるってことは、今おっしゃられたのは動議ですよ。議会中に発言されたことは動議じゃないですよ。動議ですよ。・・・

それに対して議長に対して陳謝もしくは謝罪を要求をされるということは・・・・・・・

(不規則発言あり)

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後6時00分

再会 午後6時04分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

このたびの再議の件について、私の反省の弁を申し述べたいと思います。

地方自治法117条の規定により、再議に付された事件については、9月11日の定例会において、私は除斥した上で採決すべき事件でございました。

しかしながら、除斥をせずに、議決を行った違法な議決であることが判明し、再議に付していただいたところです。

私の判断の誤りでした。町民の皆様方、そして執行部の皆様、議員各位に対して、深く、おわ

びを申し上げ、反省をしております。

以上です。

本日の会議を閉じます。

令和5年第3回和水町議会臨時会を閉会します。

御起立願います。

(お疲れさまでした。)

閉会 午後6時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員